

経営戦略会議付議事項書

提出年月日：令和2年12月25日

付議事項提出部局	総務部職員課、情報戦略局	
該当する審議事項	(4) 組織機構、人事管理、財政、行政評価その他の市行財政運営の基幹的制度に関する事項	
件名	文化振興課所管業務の市長部局への移管について	
付議事項の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財保護行政の推進力の強化を図るため、教育委員会の所管とされている文化財保護の事務を条例により地方公共団体の長が担当できることとなった。(地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正 (H31.4施行))</li> <li>・文化財等の資産の保存・活用を促進していくためには、シティプロモーションや地域自治、観光等、様々な行政分野との総合的・一体的な取り組みが必要となる。</li> <li>・このことから、本市の貴重な財産の保存・継承と本市の活性化を相乗的に推進する体制の見直しとして、市長部局への移管を行なおうとするもの。</li> </ul>	
審議の論点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化振興課所管業務の市長部局移管について、協議することとしてよいか。</li> <li>・文化振興課のすべての業務（文化芸術、文化施設管理、文化財保護）を対象として協議を進めてよいか。</li> <li>・移管先は情報戦略局として協議を進めてよいか。</li> </ul>	
参考事項	<p>(過去の実績、提出部局での審議経過・意見等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・文化に関する事務については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律において、以前から条例により地方公共団体の長が担当できることとなっている。</li> </ul>	
関係資料の有無 (○をする)	有 ・ 無	